

H14. 8. 3理事会決定  
H19. 1. 27一部 改正  
H20. 1. 26一部 改正  
H23. 2. 19一部 改正  
H25. 9. 7 一部 改正

## JSAF運営規則

### 第1章 デインギー系全日本選手権大会

#### (主催・共同主催・公認)

##### 第1条 全日本選手権大会の定義

- (1) 全日本選手権大会とは、当該主催団体(競技規則89. 1に該当する主催団体)の申請により、JSAFが下記第3条の条件に基づき「公認」レースとして承認した大会のことをいい、当該主催団体が「主催」することを原則とする。  
但し、当該主催団体がJSAFとの「共同主催」を申請し、JSAF理事会が承認した場合は、「共同主催」レースとすることができます。
- (2) JSAFに「公認」願いを申請しようとする主催団体が競技規則89. 1の主催団体に該当しない場合は、関係する加盟団体もしくは特別加盟団体との「共同主催」レースとし、「共同主催」となる当該加盟団体もしくは特別加盟団体が公認レース等としてJSAF理事会の承認を得なければならない。

#### (実施上の留意点)

##### 第2条 全日本選手権大会に関し留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 大会を主催する団体は、JSAF、JSAF加盟団体、特別加盟団体及びそれらと共同主催する非加盟団体が、これを行う。
- (2) 大会は、原則として毎年定期的かつ継続的に行う。
- (3) 別のJSAF加盟団体及び特別加盟団体もしくはその下部組織等と協同で大会運営を行う場合は「共同主催」レースとすることを推奨する。さらに「共同主催」にあたっては、大会運営に関する分担や責任について事前に話し合い、「共同主催」契約書等を作成することを推奨する。

#### (全日本選手権大会開催の条件)

##### 第3条 全日本選手権大会開催の条件は次のとおりとする。

- (1) 第1条の大会「公認」願い、もしくは大会「共同主催」願いは、大会開催日の3ヶ月前までにJSAF統合レース申請書をJSAFに提出すること。
- (2) 原則として地区予選が実施されていること。
- (3) 原則として5艇もしくは5チーム以上の参加があること。
- (4) セーリング競技規則の定義「規則」に基づき大会が運営されていること。
- (5) レース回数は、5レース以上を予定すること。

- (6) レース公示案は開催日3ヶ月前までにJSAFに提出して承認を得ること。
- (7) 大会(下記4条の大会を含む)にはJSAFナショナル・レースオフィサー1名以上を大会組織のメンバーに加えること。なお、当該大会の予選会にはJSAFエリア・レースオフィサー1名以上をレース委員会のメンバーに加えること。
- (8) 抗議・救済等の処置は、JSAF公認ジャッジで構成するジュリー又はプロテスト委員会によって行うこと。原則として3名以上のA級ジャッジを置かなければならない。但し、事情により内1名をB級ジャッジ2名に替えることが出来る。  
アンパイヤ制マッチレースについては、1レースにつき原則として公認アンパイヤ2名以上で構成するアンパイヤチームによって行うこと。  
アンパイヤ制チームレースについては、1レースにつき原則として公認アンパイヤ3名以上(3チームの対戦)で構成するアンパイヤチームによって行うこと。
- (9) 大会に参加する競技者は、予選の時点でJSAFに登録されているメンバーでなければならない。
- (10) 計測はJSAFワンデザインクラス(ODC)計測委員会並びに又は関係クラス協会の協力を得て、主催団体の責任において実施する。また、全日本選手権大会計測としてのレベルを維持するために、ODC計測委員会と協議し計測項目等を決定する。  
なお、大会計測において当該大会レース委員会は、JSAF公認の当該クラスの公式計測員を1名以上任命すること。
- (11) 大会終了後、JSAFに対してJSAF統合レース報告書を提出すること。

#### (全日本レベルの大会)

第4条 JSAFが主催もしくは共同主催する全日本レベルの大会とは

- (1) 国民体育大会セーリング競技
- (2) 国民体育大会セーリング競技リハーサル大会
- (3) オリンピックourke
- (4) 和歌山インターナショナルレガッタ
- (5) ナショナルチーム選考レース
- (6) JSAFユースセーリングチャンピオンシップ
- (7) JSAFジュニアセーリングチャンピオンシップ
- (8) JSAFが特別に認めた競技会
  - ア 国民体育大会セーリング競技の予選となるブロック大会
  - イ 国際大会派遣選考レース(JSAFの代表としてクラスの代表派遣となるレースを除く)以上の大会については、大会開催以前にレース公示等をJSAF理事会に報告しなければならない。

#### (全日本選手権大会のグレード)

第5条 JSAFは公認もしくは共同主催を承認するにあたって、その全日本選手権大会がより質の高いものであることを望む。そのための指標として、全日本選手権大会を以下の通りのグレードの大会として区分することとした。

但し、現行のオリンピッククラス及びアジア大会クラスについては下記参加艇数に拘わらず、JSAF理事会において総合的な判断のもとに、グレードを決めることが出来る。

- (1) グレードD  
5艇以上の参加艇があり、その他第3条に該当する条件を満たしている大会。
- (2) グレードC  
2以上の水域から15艇以上の参加艇があり、その他第3条に該当する条件を満たしている大会。
- (3) グレードB  
3以上の水域から30艇以上の参加艇があり、その他第3条に該当する条件を満たしている大会。
- (4) グレードA  
4以上の水域から45艇以上の参加艇があり、その他第3条に該当する条件を満たしている大会。

#### (全日本選手権大会の取消し)

第6条 JSAFが公認レースとして承認した後、前3条の条件を充たすことができなくなった場合は、当該大会について全日本選手権大会の名称を取消すことがある。

#### (JSAFの支援)

第7条 JSAFの支援は次のとおりとする。

- (1) JSAFの予算の範囲内において補助金を交付する。補助金交付対象レース及び補助金交付額はJSAF理事会で決める。なお、交付額は前5条のグレード区分を参考に総合的に検討してこれを定める。  
補助金の支払は原則として後記第8条(2)の報告書提出後、およそ3週間以内に行われる。
- (2) JSAF会長名による表彰状の授与。
- (3) 「Jーセーリング」誌上あるいはJSAFホームページでレース公示及び成績等の報告を掲載する。
- (4) JSAFは、主催団体よりの要請がある場合には、レースオフィサー、ジャッジ、アンパイヤ、計測委員ならびに役員を派遣する。但し、派遣に関わる費用は主催団体の負担とする。

#### (その他の事項)

##### 第8条 補足的事項

- (1) その年度において大会開催を予定する主催団体は、大会の実施場所及び日程について前年度の1月末までにJSAFに届け出ること。
- (2) 大会に関するJSAF統合レース報告書は、次の通りとし大会終了後1ヶ月以内にこれを行うものとする。
  - ア. 実施報告書(成績表を含む)
    - イ. 決算報告書(補助金交付がある場合のみ)
    - ウ. 補助金支払申請書(補助金交付がある場合のみ)
    - エ. 環境キャンペーン報告書(環境キャンペーン申請済の場合)

オ. プロテスト委員長のレガッタレポート

カ. 後援報告書(後援大会に限る)

- (3) 主催団体は、競技参加艇に対して大会レース運営に関するアンケート調査を実施（大会最終日）した場合、その調査書をJSAFレース委員会に提出するものとする。
- (4) 主催団体となる加盟団体及び特別加盟団体はJSAF本部が契約する「総合賠償責任保険（指導者保険を含む）」に、レースの運営者は「コミッティー傷害保険」に、競技参加者等は「セーラーズ保険」に加入することを強く推奨する。
- (5) 第7条に規定するJSAFからの補助金が支給される大会では、環境キャンペーンの実施を要件とする。

以上

## 第2章 外洋艇全日本選手権（ジャパンカップ）及び 全日本レベルのレース

### （主催・共同主催・公認）

第1条 外洋艇全日本選手権（ジャパンカップ）、および全日本レベルのレース（以下、外洋艇全日本選手権大会等）は、当該主催加盟団体の申請により、日本セーリング連盟（以下、JSAF）が下記第3条の条件に基づき「共同主催」レースとして承認するか、「公認」レースとして承認する。

### （実施上の留意点）

第2条 外洋艇全日本選手権等に関し、留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 大会を主催する団体は、JSAF、JSAF加盟団体、特別加盟団体及びそれらと共同主催する非加盟団体が、これを行う。
- (2) 大会は、原則として定期的かつ継続的に行う。
- (3) 共同主催を行う主催団体は、その共同責任において大会を実施するものとし、その実施にあたっては大会運営に関する分担と責任について事前に話し合い、「共同主催」契約書を作成することを推奨する。

### （外洋艇全日本選手権大会等開催の条件）

第3条 全日本選手権大会等開催の条件は次のとおりとする。

- (1) 第1条の大会「公認」願い、もしくは大会「共同主催」願いは、大会開催日の3ヶ月前までに、JSAF統合レース申請書をJSAFに提出すること。
- (2) 参加艇は、JSAFに登録された艇であること。海外からの参加艇については、その国のナショナルオーソリティーへの登録があれば、この限りはない。
- (3) 参加者は、全員がJSAFのメンバーであること。但し、海外からの参加者は、その国のナショナルオーソリティーに加盟しておれば、この限りはない。
- (4) 「セーリング競技規則(RRS)」、JSAF外洋特別規定、およびJSAFが公認するレーティングとハンディキャップ・ルールに基づき、大会が運営されていること。
- (5) レース公示案は開催日3ヶ月前までにJSAFに提出して承認を得ること。
- (6) 大会運営に当たる主要役員は、JSAFのメンバーであることが求められる。
- (7) JSAF公認のナショナル・レースオフィサーを1名以上、大会組織のメンバーに加えること。
- (8) 抗議・救済等の処置は、JSAF公認のジャッジで構成するプロテスト委員会によって行うこと。原則として3名以上のA級ジャッジを置かなければならない。但し、事情により内1名をB級ジャッジ2名に変えることができる。
- (9) 主催団体は、運営要員を対象にした生命、傷害保険に加入することが求められる。また、レース公示では、参加艇に対しヨット保険「賠償責任保険、搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険」への加入を義務付けなければならない。
- (10) 主催団体は、レースに対応した危機管理マニュアル等を作成すること。
- (11) 大会終了後、JSAFに対してJSAF統合レース報告書を提出すること。
- (12) レースの映像と文章  
レースにおける映像と文章は、JSAFと主催団体が権利を有する。但し、報道を目的として使用されることに関しては、これを除外する。また、レースの参加艇や参加者は、メディアを通じて報

道・放映されることに同意するものとする。

#### (外洋艇全日本選手権大会等のレースとして認定された大会)

第4条 JSAFは、以下の大会を本規則に基づく大会として認定している。

- (1) ジャパンカップ(本規定に加えて第5条の開催規定を適用する)
- (2) パールレース
- (3) 外洋各クラスの全日本選手権
- (4) 沖縄レース
- (5) 150マイルを超えるロング・ディスタンス・レース
- (6) 上記大会以外で主催団体より申請があり、JSAFが特別に認めた競技会

#### (外洋艇全日本選手権 (ジャパンカップ) 開催規定)

第5条 ジャパンカップ開催の条件は、第2章の各条項に加え、以下の規定を追加適用する。

- (1) ジャパンカップの定義  
ジャパンカップとは、日本における外洋レースの最高峰に位置づけられる歴史あるレースである。  
年間に一度開催されて、その年の外洋艇の選手権を競うレースである。
- (2) ジャパンカップの主催申請  
主催申請は開催年の1月末日までに、下記の書類をJSAFに提出すること。  
ア 主催団体、および開催場所、日程  
イ インショアーレース、オフショアーレース、それぞれに、その使用レース・エリアの状況
- (3) ジャパンカップとしての成立要件  
原則として10艇以上の参加があること。
- (4) 参加艇の範囲  
参加艇のハンドイキヤップの範囲(レーティングバンド)や区分については、原則としてJSAFレース委員会と外洋計測委員会と協議の上、主催団体が決定すること。複数のクラスを設けた場合は、それぞれにジャパンカップを授与することもできる。

#### (全日本選手権大会の取消し)

第6条 JSAFが公認レースとして承認した後、前3条の条件を充たすことができなくなった場合は、当該大会について全日本選手権大会の名称を取消すことがある。

#### (JSAF の支援)

第7条 JSAFの支援は、次のとおりとする。

- (1) JSAFの予算の範囲内で補助金を交付する場合もある。その場合の交付額はJSAF理事会において別にこれを定める。
- (2) JSAF会長名による表彰状の授与。
- (3) 「Jーセーリング」誌上あるいはJSAFホームページで、レース公示および成績等の報告を掲載する。
- (4) JSAFは、主催団体よりの要請がある場合には、レースオフィサー、ジャッジ、計測委員ならびに役員を派遣する。但し、派遣に関わる費用は主催団体の負担とする。

## (そ の 他)

### 第8条 補足的事項

- (1) その年度において大会開催を予定する主催団体は、大会の実施場所および日程については、ジャパンカップを除き、前年度の3月末までにJSAFに届け出ること。
- (2) 大会に関するJSAF統合レース報告は次の通りとし、大会終了後1ヶ月以内に、これを行うものとする。
  - ア、実施報告書(成績表を含む)
  - イ、決算報告書(補助金交付がある場合のみ)
  - ウ、補助金交付申請書(補助金交付がある場合のみ)
  - エ、環境キャンペーン報告書(環境キャンペーン申請済の場合)
  - オ、プロテスト委員長のレガッタレポート
  - カ、後援報告書(後援大会に限る)
- (3) 主催団体は、競技参加艇に対して大会レース運営に関するアンケート調査を実施し、その調査書をJSAFレース委員会に提出するものとする。
- (4) 第7条に規定するJSAFからの補助金が支給される大会では、環境キャンペーンの実施を要件とする。

以上